

IT端末の業務上使用等に関する実態アンケート

～個人所有機器の業務上使用がある企業は23.9%。会社支給機器のモニタリング実施企業は約6割～

スマートフォン、タブレット等のIT端末の普及と通信環境の整備により、いつでもどこでも手軽にインターネットやメールを利用できる環境となっている。しかし、便利であるがゆえに会社支給機器の私的利用、情報漏えいや個人所有機器による就業時間外の業務遂行など、さまざまな問題も起きている。

民間調査機関の一般財団法人 労務行政研究所(理事長:猪股 宏 東京都品川区西五反田3-6-21)では、企業の人事労務・総務担当者を対象に、社員個人が所有するIT端末の業務上使用と、会社支給機器の私的利用や管理方法についてWEBによる調査を行った。

調査結果のポイント

1. 個人所有機器の業務上使用の実態がある企業は23.9% [図表2]
2. 個人所有機器の業務上使用の実態がある企業では、42.9%の企業が規程・ルール等を定めていない [図表4]
3. 個人所有機器の業務上使用を認めていない理由の上位3項目は、「機密情報漏えい」99.3%、「ウイルス感染」88.9%、「個人情報流出」81.3%の順で割合が高い [図表5]
4. 会社支給機器の私的利用を認めていない企業は、「WEBサイト閲覧」51.2%、「電子メール」58.8%、「SNS」68.7% [図表7]
5. 会社支給機器のモニタリングを実施している企業は57.7%。実施内容は「インターネット接続状況」「電子メールの送受信状況」「機器の操作状況」が多い [図表8～9]
6. 会社支給機器を使用した不適切行為について、「機密データの持ち出し・公開」「個人情報の漏えい」は懲戒解雇処分とする企業が最も多い(情状の最も重い場合) [図表11]

調査結果

図表1 業務上使用するIT端末の帰属

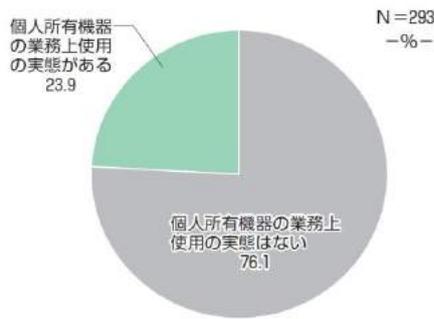
-(社)、%-

区 分		全 産 業				製 造 業	非製造業
		規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
パソコン	合 計	(281) 100.0	(99) 100.0	(83) 100.0	(99) 100.0	(125) 100.0	(156) 100.0
	会社支給	92.5	93.9	91.6	91.9	95.2	90.4
	個人所有	0.7		2.4			1.3
	両方混在	6.8	6.1	6.0	8.1	4.8	8.3
スマートフォン	合 計	(234) 100.0	(88) 100.0	(70) 100.0	(76) 100.0	(103) 100.0	(131) 100.0
	会社支給	72.2	79.5	70.0	65.8	80.6	65.6
	個人所有	12.0	5.7	12.9	18.4	6.8	16.0
	両方混在	15.8	14.8	17.1	15.8	12.6	18.3
携帯電話(フィーチャフォン)	合 計	(167) 100.0	(62) 100.0	(40) 100.0	(65) 100.0	(76) 100.0	(91) 100.0
	会社支給	83.8	82.3	90.0	81.5	85.5	82.4
	個人所有	5.4	1.6	5.0	9.2	3.9	6.6
	両方混在	10.8	16.1	5.0	9.2	10.5	11.0
タブレット	合 計	(155) 100.0	(68) 100.0	(35) 100.0	(52) 100.0	(68) 100.0	(87) 100.0
	会社支給	83.2	89.7	77.1	78.8	91.2	77.0
	個人所有	11.0	2.9	20.0	15.4	2.9	17.2
	両方混在	5.8	7.4	2.9	5.8	5.9	5.7
その他の情報機器	合 計	(5) 100.0	(4) 100.0		(1) 100.0	(1) 100.0	(4) 100.0
	会社支給	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0
	個人所有						
	両方混在						

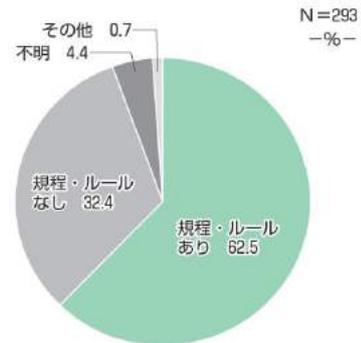
[注] 「その他の情報機器」としては、「モバイルカード」「携帯プリンタ」「シンクライアントパソコン」「Wi-Fi端末」など。

個人所有機器の業務上使用

図表2 個人所有機器の業務上使用の有無



図表3 個人所有機器の業務上使用に関する規程・ルールの有無



図表4 個人所有機器の業務上使用の実態に見た規程・ルールの有無

-(社)、%-

区 分	全 産 業				製 造 業	非製造業	
	規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満			
合 計	(293) 100.0	(103) 100.0	(102) 100.0	(88) 100.0	(130) 100.0	(163) 100.0	
個人所有機器の業務上使用の実態がない =100.0	(223) 76.1	(85) 82.5	(72) 70.6	(66) 75.0	(106) 81.5	(117) 71.8	
	使用可という内容の規程・ルール等がある	< 4.9>	< 3.5>	< 6.9>	< 4.5>	< 2.8>	< 6.8>
	規程・ルール上、使用不可	< 61.0>	< 69.4>	< 54.2>	< 57.6>	< 60.4>	< 61.5>
	規程・ルール等は定めていない	< 29.1>	< 21.2>	< 34.7>	< 33.3>	< 32.1>	< 26.5>
	不 明	< 4.5>	< 5.9>	< 2.8>	< 4.5>	< 4.7>	< 4.3>
そ の 他	< 0.4>	< 0.4>	< 1.4>	< 0.4>	< 0.9>	< 0.9>	
個人所有機器の業務上使用の実態がある =100.0	(70) 23.9	(18) 17.5	(30) 29.4	(22) 25.0	(24) 18.5	(46) 28.2	
	使用可という内容の規程・ルール等がある	< 38.6>	< 33.3>	< 36.7>	< 45.5>	< 8.3>	< 54.3>
	規程・ルール上、使用不可	< 12.9>	< 27.8>	< 6.7>	< 9.1>	< 20.8>	< 8.7>
	規程・ルール等は定めていない	< 42.9>	< 38.9>	< 43.3>	< 45.5>	< 62.5>	< 32.6>
	不 明	< 4.3>	< 4.3>	< 10.0>	< 4.3>	< 8.3>	< 2.2>
そ の 他	< 1.4>	< 1.4>	< 3.3>	< 1.4>	< 2.2>	< 2.2>	

- [注] 1. 「その他」は、「現在ルールを取り決め中」「クラウドソリューションのため個人端末からでも問題はない」。
 2. < >内はそれぞれ「個人所有機器の業務上使用の実態がない」「個人所有機器の業務上使用の実態がある」を100.0とした割合。

図表5 個人所有機器の業務上使用を規程・ルール上で認めない理由(複数回答)

-(社)、%-

区 分	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
合 計	(144) 100.0	(63) 100.0	(41) 100.0	(40) 100.0	(69) 100.0	(75) 100.0
機密情報の漏えいの観点から	① 99.3	① 100.0	① 97.6	① 100.0	① 98.6	① 100.0
ウイルス感染を防ぐため	② 88.9	② 87.3	② 87.8	② 92.5	② 92.8	③ 85.3
個人情報流出の観点から	③ 81.3	③ 77.8	③ 85.4	③ 82.5	③ 73.9	② 88.0
盗難や紛失した際の対処の手間をかけたくないから	20.8	11.1	29.3	27.5	23.2	18.7
機種やOSのバージョンの差異による運用負荷が大きいため	15.3	17.5	12.2	15.0	13.0	17.3
利用料金の負担があるから	12.5	11.1	7.3	20.0	13.0	12.0
管理コストが増大するから	9.0	7.9	9.8	10.0	5.8	12.0
私的利用による生産性低下の観点から	6.9	4.8	7.3	10.0	11.6	2.7
そ の 他	0.7	0.7	2.4	0.7	0.7	1.3

- [注] 1. 「その他」は「サービス残業の防止」。
 2. 丸数字は上位3項目を示す。

図表6 現在、規程・ルール上個人所有機器の使用を認めていない企業における今後の意向

-(社)、%-

区 分	全 産 業				製 造 業	非製造業
	規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満		
現在、個人所有機器の業務上使用の実態なし =100.0	(134) 100.0	(57) 100.0	(39) 100.0	(38) 100.0	(64) 100.0	(70) 100.0
認める意向	2.2		5.1	2.6		4.3
認めない意向	75.4	78.9	69.2	76.3	71.9	78.6
どちらとも言えない	14.9	14.0	15.4	15.8	17.2	12.9
分からない	7.5	7.0	10.3	5.3	10.9	4.3
現在、個人所有機器の業務上使用の実態あり =100.0	(9) 100.0	(5) 100.0	(2) 100.0	(2) 100.0	(5) 100.0	(4) 100.0
認める意向	22.2			100.0	20.0	25.0
認めない意向	33.3	40.0	50.0		40.0	25.0
どちらとも言えない	44.4	60.0	50.0		40.0	50.0

[注] 現在、個人所有機器の業務上使用の実態がある企業で、「分からない」との回答はなかった。

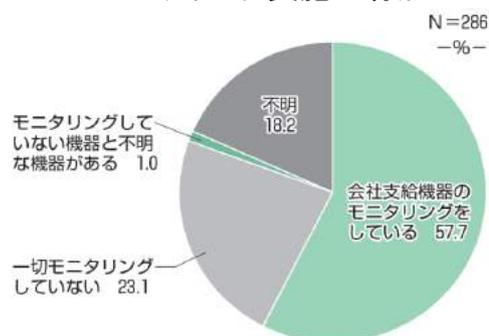
会社支給機器の私的利用と管理

図表7 会社支給機器の私的利用(WEBサイト閲覧、電子メール、SNS)の認否状況

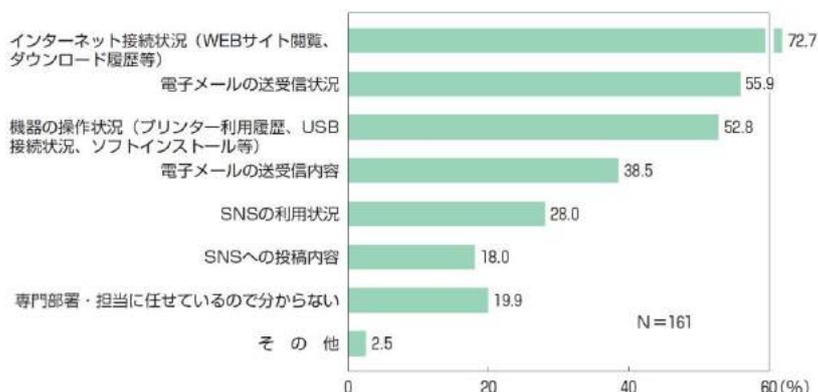
-(社)、%-

区 分	全 産 業				製 造 業	非製造業	
	規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満			
合 計	(291) 100.0	(103) 100.0	(102) 100.0	(86) 100.0	(129) 100.0	(162) 100.0	
WEBサイト 閲覧	認めている	30.9	26.2	29.4	38.4	26.4	34.6
	認めていない	51.2	56.3	55.9	39.5	51.9	50.6
	私的利用についての 認否を定めていない	15.1	14.6	10.8	20.9	19.4	11.7
	そ の 他	2.7	2.9	3.9	1.2	2.3	3.1
電子メール	認めている	23.4	19.4	20.6	31.4	20.2	25.9
	認めていない	58.8	66.0	61.8	46.5	58.1	59.3
	私的利用についての 認否を定めていない	16.5	13.6	14.7	22.1	20.9	13.0
	そ の 他	1.4	1.0	2.9		0.8	1.9
SNS	認めている	8.6	5.8	8.8	11.6	7.8	9.3
	認めていない	68.7	75.7	68.6	59.3	67.4	69.8
	私的利用についての 認否を定めていない	20.3	17.5	17.6	26.7	24.0	17.3
	そ の 他	2.4	1.0	3.9	2.3	0.8	3.7

図表8 会社支給機器の
モニタリング実施の有無



図表9 モニタリングの対象(複数回答)



[注] 「その他」は「通話先」「アクセス禁止サイトへの接続」。

※モニタリングの裁判例と留意事項

モニタリングは、社員のプライバシー権との関係で問題が生じるが、過去の裁判例 (F社Z事業部事件 東京地裁 平13.12.3判決、日経クイック情報事件 東京地裁 平14.2.26判決) では、調査の必要性・合理性があれば適法と解されている。

なお、モニタリングを行う場合、プライバシーに対する配慮の観点から、①電子メール等の私的利用を禁止し、閲覧することがあることを就業規則上の規定として設け、②あらかじめ従業員に周知しておく必要がある。

図表10 インターネット接続状況に関する具体的なモニタリング事項(複数回答)

-(社)、%-

区 分	全 産 業				製 造 業	非製造業	
	規 模 計	1,000人以上	300~999人	300人未満			
合 計	(117) 100.0	(47) 100.0	(40) 100.0	(30) 100.0	(59) 100.0	(58) 100.0	
具体的なモニタリング事項 (複数回答)	① 閲覧先	① 68.4	① 55.3	① 85.0	① 66.7	① 64.4	① 72.4
	② 閲覧時間	② 47.9	② 38.3	③ 55.0	② 53.3	② 47.5	② 48.3
	③ 閲覧回数	③ 45.3	③ 29.8	② 60.0	③ 50.0	② 47.5	③ 43.1
	ダウンロードしたデータの種類	30.8	12.8	45.0	40.0	27.1	34.5
	ダウンロード・アップロードしたデータ	30.8	17.0	45.0	33.3	27.1	34.5
	ダウンロードした回数	28.2	10.6	42.5	36.7	28.8	27.6
	ダウンロード・アップロードしたデータ量	28.2	14.9	42.5	30.0	27.1	29.3
	外部の大容量転送サービスの利用状況	25.6	17.0	42.5	16.7	23.7	27.6
	書き込み内容	20.5	4.3	27.5	36.7	18.6	22.4
	書き込み回数	20.5	6.4	30.0	30.0	20.3	20.7
専門部署・担当に任せているので分からない	30.8	44.7	15.0	30.0	33.9	27.6	

図表11 会社支給機器を使用した不適切行為に対する懲戒処分(情状の最も重い場合)

-(社)、%-

区 分	①アダルト サイト等 の閲覧	②株 取 引	③頻繁な私 用メール	④度重なる 私的文書 の作成	⑤度重なる 私用電話	⑥業務に関 係する情 報の書き 込み	⑦個人情報 の漏えい	⑧機密デー タの持ち 出し・公 開
本人の懲戒処分	処分対象とはしない	1.7	3.9	4.9	4.5	2.4	1.0	
	② 口頭注意	② 15.7	② 13.3	① 18.5	② 15.0	① 19.6	4.5	1.7
	③ 反省文の提出	③ 12.9	③ 11.2	③ 12.2	③ 10.8	③ 12.9	③ 7.3	3.1
	① 譴責・戒告等	① 20.6	① 18.9	① 18.5	① 19.2	② 17.5	① 18.2	② 15.0
	減 給	2.4	1.8	2.1	3.5	4.9	3.5	4.5
	出勤停止	2.1	3.9	3.1	2.8	3.1	2.4	3.1
	降格・降職	3.8	3.2	2.8	4.2	3.5	3.8	3.8
	諭旨解雇・諭旨退職	2.4	2.5	2.1	1.0	1.0	6.3	③ 7.7
	懲戒解雇	2.4	3.2	2.4	2.4	3.1	② 15.7	① 25.5
	判断できない	35.7	38.2	33.2	36.4	31.8	37.1	35.3
直属上司の懲戒処分	合 計	(179) 100.0	(186) 100.0	(177) 100.0	(169) 100.0	(188) 100.0	(177) 100.0	(185) 100.0
	上司も処分する	24.6	25.9	27.7	30.8	29.3	48.0	63.8
	上司は処分しない	44.1	44.0	40.1	38.5	38.8	21.5	11.9
	判断できない	31.3	30.1	32.2	30.8	31.9	30.5	24.3

[注] 丸数字は、本人の懲戒処分の上位3項目を示す(「判断できない」を除く)。

調査要領

1. 調査時期:2017年6月14~30日
2. 調査の対象と方法:『労政時報』定期購読者向けサイト「WEB労政時報」の登録者から抽出した本社に勤務する人事労務・総務担当者9515人を対象に、WEBアンケートにより実施
3. 集計対象:294人(1社1人とし、重複回答は除外した)。なお、項目により集計(回答)企業は異なる

本プレスリリースに関するお問い合わせ先

(一財)労務行政研究所 ソリューションサービスグループ 担当:武野 TEL:03-3491-1242
 ※本調査の詳細は、当研究所編集の『労政時報』第3936号(17.9.8)で紹介します。

一般財団法人 労務行政研究所の概要

設 立 1930年7月(2013年4月、一般財団法人に移行)
 理 事 長 猪股 宏
 事業内容 ①人事労務の専門情報誌『労政時報』ならびにWEBコンテンツの編集
 ②人事・労務、労働関係実務図書の編集
 ③人事・労務管理に関する調査
 住 所 〒141-0031 東京都品川区西五反田3-6-21 住友不動産西五反田ビル3階
 U R L <https://www.rosei.or.jp/>